

暮らしのお知らせ

Information

印鑑登録

本人と代理人とで 手続きが異なります

本人が登録申請するには

登録する印鑑のほか、次のいずれかを持って、市民課(市役所1階)・下総・大栄支所で申請してください。

○運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、顔写真付きの住民基本台帳カードなど官公署が発行している顔写真付きの本人確認ができる物

○市内に印鑑登録している人の保証書(登録番号・住所・氏名を記載し登録印を押した物)と、保険証や年金手帳などの本人確認ができる物

これらを持っていない場合は、登録する印鑑と本人確認ができる物(保険証や年金手帳など)を持ってきてください。後日「照会書」が自宅に郵送されるので、回答書欄に必要事項を書いて登録する印鑑を押し、本人確認ができる物と認め印を持って、期限内に手続き

してください。

本人が窓口に行けない場合

代理人が、登録する印鑑、委任状、代理人の本人確認ができる物を持って、市民課、下総・大栄支所で申請してください。後日「照会書」が登録者の自宅に郵送されるので、回答書欄に必要事項を書いて登録する印鑑を押し、本人確認ができる物と認め印を持って、期限内に手続きしてください。

再度代理人が手続きする場合は、回答書、委任状、代理人の本人確認ができる物、代理人の認め印が必要です。

印鑑登録証明書の取得

窓口で印鑑登録証明書の交付を申請するときは、印鑑登録証(カード)を持ってきてください。代理人が手続きする場合も同じです。また、マイナンバーカードや住民基本台帳カードを利用して、コンビニエンスストアなどで取得す

ることもできます。ただし、暗証番号の登録が必要です。

※くわしくは市民課(☎20・1525)へ。

排水設備の清掃・点検

訪問セールスにご用心

「市役所から紹介されて排水設備の清掃・点検に来た」と家庭を訪問し、不要な契約や金銭を求める業者が見受けられます。

市では業者のあつせんは行っておりません。市から業務を委託された業者は、市発行の身分証明書を携帯しています。訪問セールスで不審に感じたら下水道課(☎20・1553)へ連絡してください。

※くわしくは同課へ。

全国瞬時警報システム

防災行政無線でテスト

全国瞬時警報システム(Jアラート)とは、気象警報や武力攻撃など、国から送られてくる緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。

市では、この緊急情報を市民の皆さんへ伝えるため、防災行政無線を使った試験放送を行います。

放送を聞き逃したときは、防災行政無線テレホンサービス(☎0120・38・3898)で確認することもできます。

日時 5月16日(水) 午前11時

放送内容 Ⅱ「これはJアラートのテストです(3回繰り返し)」
「こちらは防災なりたです」、防災行政チャイム

※当日の災害発生状況や気象状況により、中止になる場合があります。※くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。

住宅地での農薬使用

安全に配慮して

農薬を使用する場合、飛散により周辺の住民へ健康被害を及ぼすことがあります。住宅地に近接した家庭菜園・農地・垣根などの管理には使用を控えるようにし、やむを得ない場合は次の事項に配慮してください。

○飛散しにくい農薬を選ぶ

○風向きや時間帯に配慮する
○ラベルに記載された内容に従って使用する

○事前に周辺住民へ周知する
○散布区域に入らないよう対策する

※くわしくは農政課(☎20・1541)へ。

成田スマートインターチェンジ

料金割引と 利用時間拡大を継続

成田スマートインターチェンジは、成田空港方面へ向かう国道295号(空港通り)や空港周辺道路の渋滞緩和などを目的に設置されたETC専用のインターチェンジです。現在行われている通行料金の割引と利用時間の拡大が、引き続き平成31年3月31日まで延長されます。

利用時間 Ⅱ午前6時～午後3時
対象車種 ⅡETC搭載の全車種
割引料金 Ⅱ軽自動車など・普通車
・中型車100円、大型車150円、特大車300円
※くわしくは県道路計画課(☎043・223・3120)へ。

市長日誌



2日	新規採用職員入所式 土地開発公社理事会
3日	おどり花見
4日	二葉看護学院入学式
5日	国際医療福祉大学医学部・成田看護学部・成田保健医療学部入学式 民生委員・児童委員委嘱状伝達交付式
6日	成田中学校入学式
7日	成田空港旗杯少年野球大会 成田小学校入学式
9日	日本自動車大学校入学式 印旛地区水防管理団体連合会総会
10日	大栄幼稚園入園式
13日	更生保護女性会総会 成田太鼓祭 開幕式・千年夜舞台
14日	レクリエーション協会総会 スポーツ推進委員連絡協議会総会 サッカー協会総会



新規採用職員にエールを送る(2日)

クールビズ 軽装での執務に ご理解を

市では、省エネ対策としてクールビズ(冷房時の室温28℃を目安とした空調の稼働、ノーネクタイ・ノー上着・ポロシャツ着用などの軽装での執務)を実施しています。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

水道メーター

委託業者が無料で交換

水道メーターの有効期間は、計量法で8年以内と定められています。市では、有効期間が満了を迎える家庭や事業所などの水道メー

ターを順次交換しています。

対象者には事前に連絡し、交換作業は市から委託を受けた事業者が無料で行います。作業員は市発行の身分証明書を携帯しています。

※くわしくは水道部工務課(☎22・0269)へ。

成田空港機能強化

環境影響評価準備書の 縦覧

成田国際空港は、環境影響評価法の規定に基づき「成田空港の更なる機能強化 環境影響評価準備書」を取りまとめました。この準備書を次の通り縦覧できます。また、説明会を開催します。

縦覧

日時 5月28日(月)まで(土・日曜日、祝日を除く) 午前9時～午後5時

場所 成田国際空港ホームページ

(<http://www.narita.kinokukyouka.jp/>)・環境計画課(市役所5階)、下総・大栄支所

意見を提出できる人 環境保全について意見のある人

意見の提出期限 6月11日(月)

説明会

日時 5月5日(土・祝) 午後2時から

会場 国際文化会館

※くわしくは成田国際空港地域共生部(☎34・5089)へ。

工業統計調査

5月中旬から開始

市では、6月1日(金)を基準日として、工業統計調査を行います。この調査は、製造業の事業所を対象として、その実態を明らかに

するために行われます。調査の結果は各種行政施策を立案するときの重要な基礎資料となるほか、学術研究資料などに利用されます。

対象となる事業所には、調査員証を携帯した調査員が5月中旬から伺います。インターネットでも回答できますので、ご協力をお願いします。

※くわしくは行政管理局(☎20・1501)へ。

市・県民税の特別徴収

税額決定通知を送付

市では、平成30年度の市・県民税の特別徴収(給与から差し引いて納める方式)の税額決定通知を、給与の支払者宛てに5月11日(金)に発送します。

給与の支払者は内容を確認し、退職者などが含まれている場合は市民税課へ届け出てください。

※くわしくは同課(☎20・1513)へ。

狭あい道路拡幅整備事業

安全な まちづくりのために

道幅が4メートル未満の「狭あい

道路」に面した敷地で建築行為を行う場合は、道路の中心から2メートルの範囲まで敷地を後退しなくてはなりません。

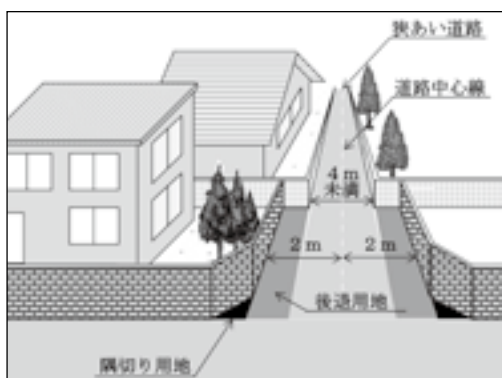
市では、後退した用地を寄付してもらい、測量・分筆、道路整備などを行っています。希望する人は建築住宅課(市役所5階)に相談してください。

対象者 建築基準法第42条第2項の道路に面した敷地(境界が確定しているものに限る)の所有者

市が行う業務 測量・分筆・登記業務、隅切り用地の買い取り、後退した用地の道路整備

申込方法 建築住宅課にある申込用紙に必要書類を添付し同課へ

※くわしくは同課(☎20・1564)へ。



国民健康保険税の軽減

離職した人を対象に

倒産・雇止めなどにより離職した人を対象に、国民健康保険税が軽減されます。

対象 離職時点の年齢が65歳未満で、雇用保険の特定受給資格者・特定理由離職者として失業等給付を受ける人。雇用保険受給資格者証に書かれている離職理由(左表)により対象者を確認します

内容 前年の給与所得を100分の

対象となる離職理由

番号	内容
11	解雇
12	解雇(天災など)
21	雇止め(雇用期間3年以上雇止め通知あり)
22	雇止め(雇用期間3年未満更新明示あり)
23	期間満了(雇用期間3年未満更新明示なし)
31	事業主からの働き掛けによる正当な理由のある自己都合退職
32	事業所移転などに伴う正当な理由のある自己都合退職
33	正当な理由のある自己都合退職
34	正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間12カ月未満)

の30として課税

期間 離職の翌日～翌年度末における国民健康保険の加入期間

申請に必要な物 雇用保険受給資格者証、マイナンバー確認書類、本人確認書類

※くわしくは保険年金課(☎20・1526)へ。

中小企業資金融資制度

一部の限度額を引き上げ

小口零細企業保証制度事業資金について限度額を引き上げましたので、活用してください。

対象 中小企業者、新たに事業を始める人

資金の種類と限度額

○季節資金…300万円

○一般事業・環境経営支援資金…設備3、000万円・運転1、500万円

○事業転換・創業支援資金…設備1、500万円・運転750万円

○小口零細企業保証制度事業資金…設備2、000万円・運転1、000万円

利率(年率)

○季節資金

・6カ月以内…1・8%(実質自己負担率0・1%)

○一般事業・環境経営支援・小口零細企業保証制度事業資金

・1年以内…1・9%(実質自己負担率0・1%)

・1年を超え3年以内…2・2%(実質自己負担率0・4%)

・3年を超え5年以内…2・3%(実質自己負担率0・5%)

・5年を超え7年以内…2・55%(実質自己負担率0・6%)

・7年を超え10年以内…2・8%(実質自己負担率0・7%)

○事業転換・創業支援資金…利率はほかの資金と同率、実質自己負担率はほかの資金の半分

※くわしくは商工課(☎20・1622)へ。

地球環境保全協定

活動事業者を募集

市では「成田市地球環境保全協定」を結び、省エネルギー・省資源対策、ごみの適正処理、リサイクルの推進などの活動をする事業者を募集しています。

協定を結んだ事業者は、市の融資制度「環境経営支援資金」を受

けることができます(融資には条件や審査などがあります)。

協定を結んだ事業者の一覧は市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/environment/page11000.html>)で公表しています。

※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

受水槽の管理

清掃や点検を

受水槽はマンション・アパート・店舗などで、建物の利用者に飲み水などを供給するため、水道水を一時的にためる施設です。

建物の所有者や管理者は、飲み水として安全な水質を保つため、法令で定める受水槽の清掃や点検を行います。

※くわしくは水道部工務課(☎22・0269)へ。

スズメバチの巣

駆除に補助金を交付

市では、建物や樹木などに作られたスズメバチの巣を駆除するた



めの補助金を交付しています。交付を受けるには事前の申し込みが必要です。

補助額 巣の駆除に掛かった費用の2分の1以内(限度額5万円)

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

イノシシの捕獲

11月上旬まで実施

県では、農作物に被害を及ぼすイノシシの捕獲を11月上旬まで実施します。

捕獲にはわなを使用します。わなの周辺には注意看板を設置しますので、近づかないようにしてください。安全に努めて実施しますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※くわしくは県自然保護課(☎043・2223・2058)へ。